

佐藤寿三郎の議員活動詳報

ことぶき月報 (No.249) 2019年6月号

ごあいさつ

この度、私は北信越市議会議長会並びに全国市議会議長会から、議員勤続 20 年表彰を受けました。この表彰は偏^{ひとえ}に私をご支援下さる、或いはご支援下さった故人であられる田中英一郎先生、竹村徹志様、近藤幸助様、丸山眞様はじめ数多の皆様方が支えて下さりしことへの報恩であり、須坂を離れているにも拘わらず、皆様の須坂に寄せる篤き思いが、私に連続^{たび}五度の当選を果たし得た積み重ねへの褒美と心得ます。

変わらないご支援下さる皆様、或いはご支援下さったが故人になられた皆様方への表彰であり、いささかも私個人が受けた表彰とは思っておりません。茲に深甚な感謝と御礼とご報告を申し上げます。

私は、目下連続当選 6 度をはたし議員活動を進行中ではありますが、これからも健康に留意し、日々生ずる政治課題から決して逃げることなく、郷里須坂の課題解決のために様々な情報の収集に努め、これに分析を加えるにあたっては、50 年に亘り培った法知識と、行政不服審査の申立代理人を許される法律職国家資格である特定行政書士の視点で俯瞰し、専門知識を備えた市議会議員として課題の焦点を適確に捉え、須坂市民のため、郷里のため、須高のため、更に長野広域連合議会議員として、広域連合を構成する 9 市町村地域の住民のため、争点になっている課題が真に住民の暮らし向きに有益であるか否かを踏まえて、果敢に政治課題の解決に取り組んで参ります。

何卒、変わらないご支援、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終世書生気質：ブログ・千曲のかなた（日々の議員活動をお伝えしています）

【須坂市議会 6 月定例会】

1. 【私の議会内議員活動】

(1) 本会議の概要報告

6 月定例会は、6 月 10 日招集され、会期は 7 月 3 日までの 24 日間でした。上程された議案は、事件決議 7 件、条例 25 件、補正予算 2 件、補正予算 2 件、請願 2 件、人事 1 件、意見書 4 件でした。7 月 3 日最終日に本会議が開議され、議案の採決が諮られ、何れも原案とお可決して議会は閉会しました。議決の結果は以下のとおりです。

1) 事件決議 7 件

議案第 1 号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 2 号 高規格救急自動車・高度救命用資器材の取得について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 3 号 損害賠償の額を定めることについて

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：反対)

理由：交通事故の対応は、昨今単に包括的に過失という縛りでは済まされない多岐に及ぶ検証が必要な時代となっております。本件事故原因は単純な脇見運転とは言い難く、起こしてしまった事故の内容からすれば、明らかに重大な過失があったと思料します。

所管課は納得のいく調査報告を議会に提出すべきであり、第三者に対する損害の支払いも、十把一束の事案処理で済ませるべきではありません。

説明を受ける限りの本件の事案内容から、加害者（事故を起こした本人）に対して、国家賠償法第 1 条 2 項にあるように、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する以上、市は第三者に支払った損害の求償をすべき事案ではないか。

議案第 4 号 損害賠償の額を定めることについて

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

理由：示された説明を斟酌する限り、発生した事故は予測し得ない止むえない状況下であり、社会常識に照らし合わせても正常な判断が期待できなかったことが窺われました。依って、事故回避の期待可能性が望めなかった事案であると判断して賛成としました。

議案第 5 号 須高行政事務組合規約の変更について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 6 号 市道の認定について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

理由：市道認定は認定要件を満たさなければ、行政はこれを認定することはあり得ない筈です。これらをクリアしての上程議案である以上、適正なる行政手続がなされた処分と判断します。民々の境界、公道と民地との境界問題については、民法等に「相隣関係」の条文があり、市認定である以上、これに則した運用が基本に為されていると判断します。

議案第 7 号 市道の変更について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

理由：市道変更は、変更の申立て内容について、変更許可要件を満たさなければ、行政はこれを認定することはあり得ない筈です。これらをクリアしての上程議案である以上、適正なる行政手続がなされている処分と判断し賛成しました。

2) 条例 25 件

議案第 8 号 須坂市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正

する条例について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

議案第 9 号 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

議案第 10 号 須坂市市税条例等の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

議案第 11 号 須坂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

議案第 12 号 須坂市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

議案第 13 号 須坂市児童センター設置条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は否決。本会議は原案可決。(佐藤委員：賛成)

理由：民間人で出来る事業や仕事は、市から民間に開放し、市民に雇用の場を拓げるべしと考えます。雇用の場の確保は、市民の都会への流出を阻止できることが期待されます。

議案第 14 号 須坂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は否決。本会議は原案可決。(佐藤委員：賛成)

理由：民間人で出来る事業や仕事は、市から民間に開放し、市民に雇用の場を拓げるべしと考えます。雇用の場の確保は、市民の都会への流出を阻止できることが期待されます。

議案第 15 号 須坂市蔵の町ふれあい館条例の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

理由：本条例案は 3 月議会で上程されたものを再上程されたものです。

3 月議会での私の賛意の支障は、真しやかに公募に拘わる特定者の存否が議員から取り沙汰され、公募の公正と不透明性が疑われ、これを否定する論証もありませんでしたので、私は議案を否決しました。

今回は公募については、当然のことながら、「殊更公正と透明性を期す。」とのことですので賛成しました。

私は寧ろ会報 246 号で指摘したとおり、「須坂市の財務規則で固定資産税の課税標準額の 6%で貸し付ける規定に則り、10 万 8 千円という金額を算出したにも拘わらず、半額の 5 万円とした。」ことは、行政裁量権の枠を明らかに超えるものであり、市から普通財産を借り受けている契約者全てに、規定の半額で貸付けしてい

るなら兎も角、そうでないとするならば、他契約者との間に不公平を生ずることとなるので、その点について、担当部課の納得する事情説明が必要と感じます。

況や、市が「しらふじ」を「お荷物」とするならば、即刻公売すべきである考えに変わりはありません。

※ 本議案の議決に対し、附帯決議案が提出されました。

本会議は可決。(佐藤議員：反対)

反対理由：

附帯決議の持つ法的効果や羈束性を解さず、仮に賃貸借契約に則つての約定義務履行に関しては、賃借人は善管注意義務並びに原状回復義務を負うことを鑑みれば、提出された附帯決議の内容は、賃貸借契約の本旨で十分ホローされるものであり、敢えてこれを殊更に唱える意味があるだろうか疑問である。

国政の政党政治に擬しての地方議会の会派の結束の「踏み絵」行為は、お門違いの発想であり厳に慎まれるべきである。極めて稚拙な発想であり、寧ろ議会の職権濫用につながりかねない無用な附帯決議であると思料し、反対しました。

議案第 16 号 須坂市火災予防条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

議案第 17 号 須坂市技術情報センター条例及び須坂市勤労者研修センター条例の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 18 号 須坂市勤労青少年ホーム条例等の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 19 号 須坂市旧上高井郡役所条例等の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 20 号 須坂市財産に関する条例の一部を改正する条例について

○総務文教委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

議案第 21 号 須坂市老人福祉センター条例及び須坂市ゲートボール場条例の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 22 号 須坂市シルキーホール条例等の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 23 号 須坂市福社会館条例の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 24 号 須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 25 号 須坂市峰の原高原飲料水供給施設給水条例及び須坂市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 26 号 須坂市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 27 号 須坂市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 28 号 須坂市中山間地域総合整備事業施設条例及び須坂市そのさと有機センター条例の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 29 号 須坂市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 30 号 須坂市都市公園条例の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 31 号 須坂市文化振興資金積立基金条例を廃止する条例について

○福祉環境委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

議案第 34 号 須坂市新規就農者用共同作業場条例の一部を改正する条例について

○経済建設委員会審査は可決。本会議は可決。(佐藤議員：賛成)

理由： 新規就農移住者に対する超優遇措置には、国策であるとしても費用対効果の検証からして些か異議があります。

然し、常任委員会においてこれらも加味して審査が行われたと斟酌して審査結果を尊重しましたが、東京一局集中の回避策が一方向に実を結ばない実情を参酌しても、首都圏の住民を地方に移住させるのではなく、地方に住む人々を地方都市で生活できるための雇用の場の確保こそが先決であり、中央官庁の発想は明らかに誤りである。この国策は早急に根本的に変換を求められるべきと思料します。

※注釈：議案第 17 号、18 号、19 号、20 号、21 号、22 号、23 号、24 号、25 号、26 号、27 号、28 号、29 号、30 号は、消費税の引き上げに伴い、利用料等を改めるために改正されたものであります。

仮に消費増税が叶わなかった場合は、解除条件（即ち現行とおり8%施行）とする本案条例改定案と理解しています。

3) 補正予算 2件

議案第 32号 2019年度須坂市一般会計補正予算第1号

補正額 5億8290万円

○予算決算特別委員会審査は可決。本会議は可決。（佐藤委員：賛成

議案第 33号 2019年度須坂市介護保険特別会計補正予算第1号

補正額 330万円

○予算決算特別委員会審査は可決。本会議は可決。（佐藤委員：賛成

4) 請願 2件

請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願

○総務文教委員会審査は採択。本会議は採択。（佐藤委員：賛成

理由： 子どもの将来がその生まれ育った環境によって、左右される社会を許してはなりません。憲法の理想を実現すべく政府はもちろん、我々国民もしっかり主張して、子どもの将来のために願意の実現に向けて最善を尽くすべきと考えます。

請願第 2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

○総務文教委員会審査は採択。本会議は採択。（佐藤委員：賛成

理由： 子どもの将来がその生まれ育った環境によって、左右される社会を許してはなりません。憲法の理想を実現すべく政府はもちろん、我々国民もしっかり主張して、子どもの将来のために願意の実現に向けて最善を尽くすべきと考えます。

5) 人事 1件

同意第 1号 井上、幸高、九反田、中島財産区管理委員の選任について

禰亘田 守保 氏 (69歳) 須坂市大字中島在住

○会派代表者会議は異議なし。本会議は同意。（佐藤委員：同意

3) 意見書 4件

意見書第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

○本会議は可決。（佐藤委員：賛成

意見書第 2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

○本会議は可決。（佐藤委員：賛成

意見書第 3号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

○本会議は可決。（佐藤委員：賛成

意見書第 4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○本会議は可決。(佐藤委員：賛成)

(2) 今議会の予算決算特別委員会分科会で出された主な質疑と答弁の手控えです

1) 総務文教委員会関係

開議日時 令和元年7月1日・開議場所 議会第4委員会室

Q：管槍について

A：現在は噴霧ノズルで整備を行っている。

(3) インター周辺等開発特別委員会

開議日時 令和元年6月14日

開議場所 議会第4委員会室

協議事項 事業の進捗状況等について、株式会社長工と須坂市から説明を受けた。

◇須坂市は本事業を推進するにあたり、「須坂長野東インターチェンジ周辺地区開発推進プロジェクトチーム設置既定第5の規定に基づき、専門グループである、①産業振興・観光グループ ②中心市街地対策グループ ③道路水道グループを設置しました。

(4) 全員協議会

開議日時 令和元年6月10日

開議場所 議会第4委員会室

協議事項 ① 6月定例会の会期日程について
② 本日の議事日程及び議案の取扱いについて
③ 議案等の説明外

開議日時 令和元年6月18日

開議場所 議会第4委員会室

協議事項 ① 議案34号として、須坂市新規就農者用共同作業場条例の一部を改正する条例を上程する。
② 本日の議事日程及び追加議案の取扱いについて。

開議日時 令和元年7月3日

開議場所 議会第4委員会室

協議事項 ① 追加議案等について。
② 本日の議事日程及び議案の取扱いについて外。

(5) 会派代表者会議

開議日時 令和元年6月18日

開議場所 議会第4委員会室

協議事項 井上・幸高・九反田・中島財産区管理委員の選出について
禰亘田 守保 氏 (69歳) 須坂市大字中島在住

(6) 今6月定例会一般質問で佐藤壽三郎議員が取り上げた須坂市の諸課題です。

1. 安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) 旧富士通(現(株)アールエフ)に係るPCB土壌汚染処理の現状に

ついて

- ① 市は、「長野県と情報共有を図り、法に基づく(株)アールエフへの指導等の状況について把握し、連携した対応を引き続き行ってまいります。」との答弁でしたが、このことについての進捗をお示し下さい。
- ② 須坂市は、(株)アールエフから地下水観測井戸についてのモニタリング調査の実施と結果報告を受けているのですか。
- ③ 私が関連質問で、須坂市対(株)アールエフとの間にモニタリング調査の実施と結果報告等に関わる、何らかの協定書等が必要ではないかと指摘しましたが、この件に関して如何になりましたかお示し下さい。

※一般質問に取り上げた理由：

民間企業間での不動産売買契約に行政は介入できないことは理解しますが、然し売買された土地がP C B土壤汚染を絡んでいる事実は、市議会議員として見逃すわけにはまいりません。

P C B土壤汚染は、市民の健康に拘わる公害問題として捉え、長野県も須坂市も法的に打つ手がないとの理由で手を拱こまぬいているのではなく、民事訴訟が駄目なら行政事件訴訟の見地を視野に入れて、何か解決を図れないかの検討をあらゆる手法を模索されるべきと思います。

公害の怖さは、市民の身体に何らかの症状が発症したときは、実は取り返しのつかない、とんでもないことが起きてしまっていると思うべきです。長野県も須坂市も、そして富士通や売買土地がP C B土壤汚染されていることを、百も承知で買入れた(株)アールエフも、須坂市民が抱くP C B公害への不安解消策に向けて、真摯に取り組むべきだとする思いが一般質問を駆り立てました。

2. みんなが手を差しのべるまちづくり

(1) 当市における就学状況不明の外国籍の子どもの実態について

- ① 当市において該当者はいますか。
- ② いたならば、どう救済をされているのか。
- ③ いたならば、県、国との連携をどのようになされているのか。

(2) 当市における「日本語教育が必要」と判断された児童の実態について

- ① 当市において該当者はいますか。
- ② いたならば、どう救済をされているのか。
- ③ いたならば、県、国との連携をどのようになされているのか。
- ④ 該当者がいないとしても、今のうちに対処方法の検討等はなされるべきと思うが如何か。

※一般質問に取り上げた理由：

学齢期に学校に通い基礎的な教育を享受することは、極めて大切なことであると思います。この時期を逃がし大人になって自習しようとしても基礎力が無いと、志しと裏腹に至難なことであり、結果的に諦めざるを得ません。学齢期に学校に通わせることは保護者の義務ですが、日本

人家庭であっても全てが叶えられていないのが悲しいかな現状です。

況してや在留資格のうち、低賃金就労家庭の子どもは、学校に通えない状況にあるようです。国家が外国籍の子どもに対しても就学の機会を与えている以上、社会問題として捉える必要があります。

なぜならば、外国籍である以上、未就学者が成人になり、そのまま日本に滞在するにしても、就労資格や永住権の取得、或いはその先にある帰化申請において、大きな障害となることが予想されます。日本に居住する以上、我々は人道的に外国籍の子どもたちにも、日本人の子どもたちと同等の教育の機会を保障してあげ、少なくとも自己意思の表現として、日本語の読み・書き・計算が出来る子どもに育てることが、共生する隣人として大切だと思います。

(3) 小学校の運動会について

- ① 教育委員会は、運動会についてどのような課題を掲げて、今後の実施方法について、話し合いを持たれているのか。
- ② 運動会が永年にわたって果たしてきた教育現場における評価をお示し下さい。

※一般質問に取り上げた理由：

運動会は学校行事であると同時に通学区地域の最大イベントと申せます。昨今熱中症の問題が取り沙汰されて、運動会が軽んじられる傾向がありますが、祖父母、父母、子どもの絆をつなぐ大切な心の縄が運動会であると思います。継続して欲しい思いから課題を取り上げました。

3. みんなが健康で快適に暮らせるまちづくり

(1) 須坂駅周辺の歩道バリアフリー化案について

- ① 当市では、既に本推進事業の青写真を作成済みですか。作成済であれば、概要をお示し下さい。
- ② このバリアフリー推進事業の財源内訳をお示し下さい。

(2) 須坂でも横行している俗称「松本走り」について

- ① 須坂市内の交差点で、俗に言う「松本走り」が原因と思われる事故は何件ありましたか。
- ② 俗に言う「松本走り」は違法であることをドライバーに周知させる方策を、須坂市と警察で連携して行うべきと考えるが如何か。

※一般質問に取り上げた理由：

松本走りとは、対向車がいるのに、強引に右折する。直進の対向車がいるのに強引に右折する。左折車にかぶせるように右折！青信号と同時に内回りに右折。前が詰まっても交差点に進入すると定義されています。

これは須坂市でも交差点で時々遭遇する危険運転です。一步間違えると大事故になり兼ねない違法運転であり、ドライバーとして守ら

なければならないマナーである思いから取り上げました。

(3) 労災死傷者数の増加について

- ① 須坂市管内での労働災害発生状況を把握していますか。業種別、事故の種類別にお示し下さい。
- ② 労働災害発生の背景に潜む要因は何でしょうか。
- ③ 須坂市として労働災害撲滅に向けての可能な支援をお示し下さい。

※一般質問に取り上げた理由：

長野県内の労災死傷者が急増、12年ぶり高水準であるとの報道です。一家の大黒柱が、或いは将来ある青年が不用意な事故に遭遇して、場合によっては、平穏な一家の生活が崩壊したり、人生を台無しにするようなことがあってはならないとする、思いから課題を取り上げました。

4. 須坂の宝である子どもたちをどう守るか

(1) 川崎市の路上で小学生や大人が次々と刃物で刺された事件を受けて、須坂市並びに市教育委員会の対応と措置について

- ① 須坂市は本件事件を受けて、速やかに市内の小中学校などに対し登下校時における通学路の安全確保を図る注意喚起をされた経緯をお示し下さい。
- ② 今回緊急に小中学校の登下校時の安全対策などについて協議がなされたと推察しますが、協議内容をお示し下さい。
- ③ 市は5月28日「見守り活動にご協力を」として、メール配信をされたが、「見守り活動にご協力を」の具体性と誰を対象になされたメールかをお示し下さい。
- ④ 「こどもを守る安心の家」に、児童・生徒が助けを求めた事例が過去3年間でどのくらいありましたか。

※一般質問に取り上げた理由：

川崎の路上での無差別通り魔事件で、亡くなられた被害者のご冥福をお祈りします。ご遺族の方々にも心よりお悔やみ申し上げます。負傷されたの方々にもお見舞い申し上げ、一日も早いご回復を祈念申し上げます。

このよう想定外の無差別通り魔によって、無防備な児童や大人が犠牲者になることは許されない行為であり、須坂の宝である子どもたちを如何に守れるかの喫緊の課題として取り上げました。

5. 山並みをもたらす水の恵みは須坂の財産と言える

(1) 須坂市の余水の活用について

- ① 須坂市が掲げた6万人構想時と現時点を比較して、概算余水量はどの位と言えるか。

- ② この余水を売って財政に充てる計画は如何か。
- ③ 須坂市、小布施町、高山村の人口減少等に伴う余水の使い道について、広域的に協議をされるべきと考えるが如何か。

※一般質問に取り上げた理由：

自然がもたらす雨水や降雪は、見方によっては須坂にとって恒久的な資産と捉えることができます。6万人口を掲げた須坂市は、6万人に供給する十分な水量があればこそその構想であったはずで、今人口が5万そこそこであれば、1万人分の余水がこの須坂市にあるはずで、この余水をいたずらに放置して日本海に流す必要はありません。この余水を売水して須坂の財源に充てることを考えるべきとする思いから課題を取り上げました。

本一般質問に対する市長並びに市理事者の答弁につきましては、インターネットで須坂市議会定例会録画中継（映像）か、須坂市議会会議録にアクセスされてご確認下さい。

(7) 今定例会の一般質問を総括しました

今定例会で、16名の議員が一般質問を行いました。

- 取り上げた課題を8区分しました。概ね以下のとおりです。
- 行政一般 10 議員
- 福祉・環境問題 6 議員
- 教育問題 6 議員
- 時事問題 4 議員
- 防災関係 2 議員
- 農林関係 4 議員
- 旧富士通PCB関係 2 議員
- 産業振興・活性化等 5 議員

2 【 私の議会外議員活動 】

(1) 地域の催しへの出席

① 令和元年須坂市社会福祉協議会南部支部総会

期日 令和元年6月9日

場所 臥竜山公会堂

議事 平成30年度事業報告並びに会計報告
令和元年度事業計画並びに予算

講演 須坂市の高齢者福祉サービスについて。

レポート：市社会福祉協議会南部支部は毎年この時期に開会される。市南部地区（坂田町、南原町、北原町、小山町、屋部町、八幡町そして境沢町）7町区の区長以下主だった役員、民生児童委員、保健指導委員が出席して、社協南部支部の諸事業の活動報告と当年度の活動方針を議決し、その後催す懇親会を通してお互いの親睦を図る会議である。本年度は境沢町当番（区長：渡辺賢良氏）でした。

(2) 有志議員による法律研修と上程された議案等の分析研究会。

催名 第7回有志議員による憲法研修

期日 令和元年6月6日
場所 議会第1委員会室
内容 第3章 統治機構
1 権力分立
2 国会
3 内閣
4 裁判所
5 地方自治
6 憲法保障・違憲立法審査権
第4章 平和主義の原理 (憲法第9条)

催名 **第8回 有志議員による行政法研修**

期日 令和元年6月22日
場所 議会第1委員会室
講師 特定行政書士 佐藤壽三郎
内容 第1編 憲法と行政法
第1章 行政法という法
第2章 行政法と六法
第3章 憲法と行政法
第4章 憲法の人権保証と行政法
第5章 法の統治機構と行政法

催名 **第9回 有志議員による行政法研修**

期日 令和元年6月27日
場所 議会第1委員会室
講師 特定行政書士 佐藤壽三郎
内容 第2編 行政法とは何か
第1章 行政法の3分野
第2章 公法と私法
第3章 行政の仕組みー行政組織法

催名 **第10回 有志議員による行政法研修**

期日 令和元年7月1日
場所 議会第1委員会室
講師 特定行政書士 佐藤壽三郎
内容 第3編 行政法の基本構造
第1章 法律による行政の原理
第2章 法律による行政の原理の内容
第3章 行政過程ー行政作用法
第4章 行政争訟ー行政救済法
第5章 現代の行政法

3. 【 史記から知る人生の機微 】

○ 禍福は糾える縄の如し【史記・南越列伝 第五十三】

釈：成功と失敗の変転は、たとえばあざなえる縄の如く、かわるがわるやって

くるものである。【史記列伝・岩波文庫】

4. 【令和元年（2019年）6月議会に提出された資料一覧】

文書番号	文 書 名	提出機関	配布日付	保管綴り
20190601	平成31年人事異動の名簿等	須坂市	4/1	
20190602	ふれあい館しらふじの民間活用について	まちづくり課	5/31	
20190603	消費税率の改定に伴う使用料及び手数料の見直し	総務課	5/31	
20190604	高齢者福祉サービスのご案内	高齢者福祉課	6/8	
20190605	須坂温泉古城荘の地方創生拠点整備交付金による整備	商業観光課	6/13	須坂温泉
20190606	第六次須坂市総合計画の策定について	政策推進課	6/14	
20190607	地方創生推進交付金事業及び地方創生拠点整備交付金事業について	政策推進課	6/14	
20190608	須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について	政策推進課	6/14	
20190609	一般廃棄物最終処分場建設工事現場の調査	長野広域連合	6/14	
20190610	就農前の研修段階及び初期段階の青年就農者に対する支援	農林課	6/18	
20190611	市税条例改正にかかわる市税改正の概要 ① ふるさと納税制度の見直し ② 住宅ローン控除の拡充 ③ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置 ④ 大法人の電子申告の義務化 ⑤ 車体課税の大幅見直し 2 平成30年度 市税等徴収実績表	税務課	6/24	
20190612	児童クラブに指定管理者制度導入のメリット	学校教育課	6/24	
20190613	学校給食センター建設における経過等について	学校教育課	6/24	
20190614	須坂市手数料徴収条例の一部改正について	消防本部	6/24	
20190615	会計年度任用職員制度の概要	総務課	6/24	
20190616	超過勤務命令の上限	総務課	6/24	
20190617	文化振興基金積立金の今後の活用について	財政課	6/24	
20190618	シルキー第1ホール空調施設故障に関する経緯一覧	商業観光課	6/25	
20190619	第42回須坂カッタカタまつり実施概要	商業観光課	6/25	
20190620	ふれあい館しらふじの活用事業者募集について	まちづくり課	6/25	
20190621	臥竜公園里山整備利用促進基本構想 概要	まちづくり課	6/25	
20190622	農業集落排水事業 高甫地区の公共下水道への統合接続について			
20190623	女性の参画状況について	男女共同参画課	6/26	
20190624	生涯学習スポーツセンター、生涯学習推進セ	生涯学習ス	6/26	

	ンター、中央公民館組織の整理について	ポーツ課		
20190625	信州須坂ハーフマラソンについて	生涯学習スポ課	6/26	
20190626	妊産婦のメンタルヘルスに関する多職種連携 によると母子保健システムについて	健康づくり課	6/26	
20190627	UIJ ターン就業・創業移住支援金	産業連携開発課	6/26	
20190628	(新) 須坂市学校給食センター整備運営事業	学校教育課	6/27	
20190629	第 34 期 (株)Goolight 計算書類	政策推進課	7/3	

資料の保管先は、特記以外は議会活動資料綴りに保管。



発行日 令和元年 7 月 4 日

編集：発行人 須坂市議会議員 佐藤 壽三郎

<http://www.zyusaburo.com/> ホームページ

<http://zyusaburo.blog.fc2.com/> ブログ・千曲のかなた